

令和6年度施行

役務説明書

役務名 川下支線 事業損失防止調査

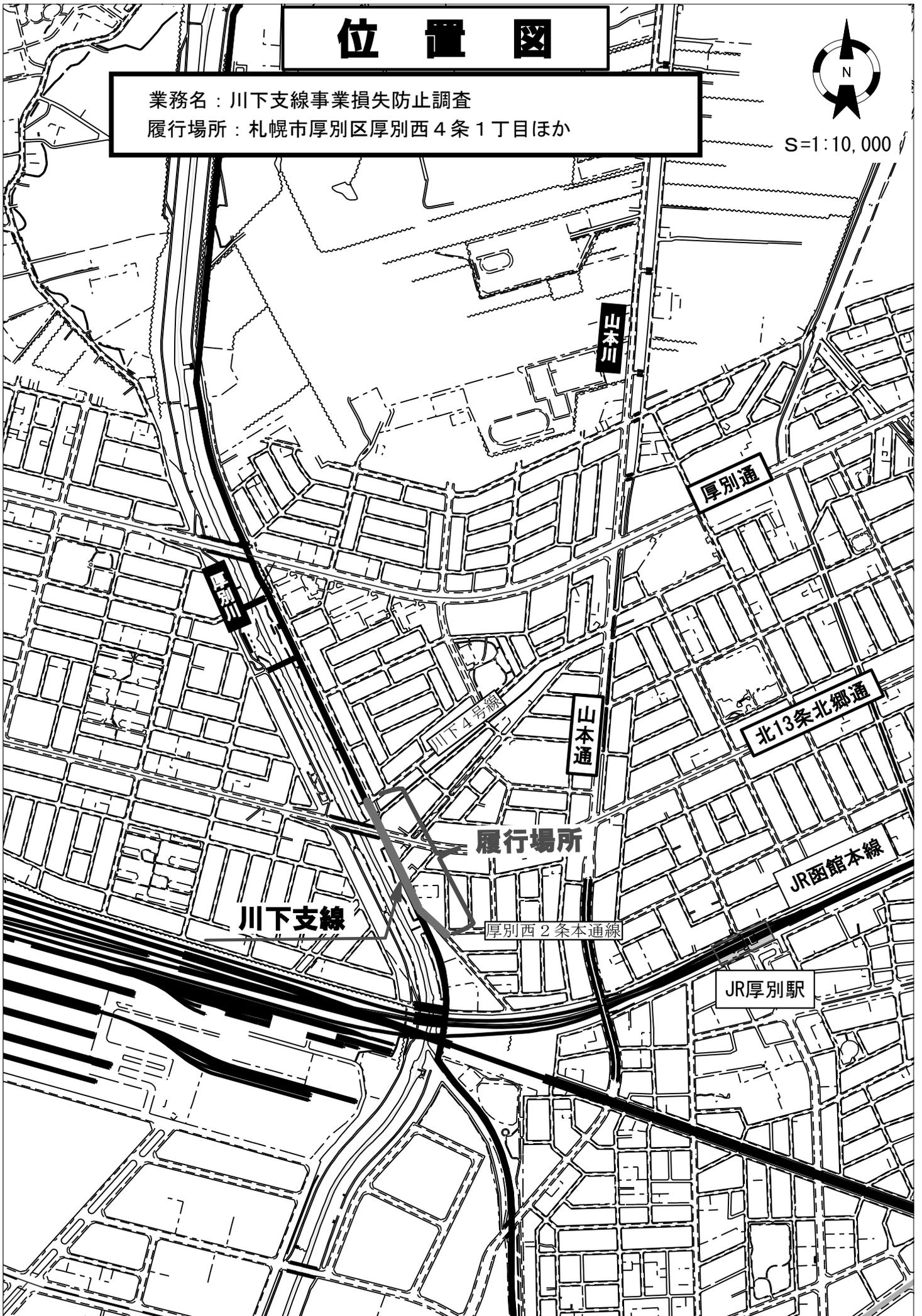
札幌市建設局土木部

位置図

業務名：川下支線事業損失防止調査
履行場所：札幌市厚別区厚別西4条1丁目ほか



S=1:10,000



役務名 川下支線 事業損失防止調査

一金	総委託費	円
	設計委託費	円
内訳	消費税等相当額	円

役務説明

- 1 役務の概要
本調査は、令和5年度施工の川下支線(川下4号線～厚別西2条本通線間) 載荷盛土工事及び令和5年度市債務負担行為 川下支線(神尾橋～厚別西2条本通線間)道路改良工事が周辺建物に与えた影響を検証するため、下記の調査を実施するものである。
 - ・ 建物調査 16棟
- 2 履行場所
札幌市厚別区厚別西4条1丁目ほか
- 3 履行期間
契約締結日から令和7年1月9日までとする。
- 4 図面
別添のとおり (1枚)
- 5 仕様書等
札幌市土木設計業務共通仕様書、「事業損失防止調査要領(別途配布)」、及び特記仕様書による。
なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 6 着手
受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 着手届
 - (2) 役務日程表(役務履行計画書)
 - (3) 主任技術者指定通知書及び経歴書
- 7 建物調査(事後)の調査日について
本業務の着手から12月下旬までの期間で調査することとする。詳細に関しては監督員と協議するものとする。
- 8 完了
受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。
 - (1) 完了届
 - (2) 仕様書等に定める書類

特記仕様書	
(1) 一般事項	
①	受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
②	受託者は、すべての関係者と日程を調整したのち、調査実施計画書を提出すること。
③	第1回打合せ及び成果品の納入時は主任技術者が立会うものとする。
④	報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ2部とする。
(2) 建物調査	
① 調査対象家屋	
	本調査は、R5～R6年施工済みの川下支線載荷盛土工事及び道路改良工事の影響範囲として考えられる建物を対象とする。別添平面図に調査対象建物を示す。
	・ 木造建物 A (70～130㎡) ～ 事後調査 12棟
	・ 木造建物 A (130～200㎡) ～ 事後調査 1棟
	・ 木造建物 A (200㎡～300㎡) ～ 事後調査 2棟
	・ 非木造建物 イ (600～1,000㎡) ～事後調査 1棟
② 調査方法及び項目	
a)	所有者（居住者）の立会いを原則とする。調査、立会いの同意が得られない場合は、その理由を付して本市職員に報告し、指示を受けること。
b)	建物調査員は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1号に規定する補償業務の管理を掌る責任者の者として事業損失防止部門に登録を行っている者、又は、発注者がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。
c)	調査時は2名以上で行動し、服装・言動については所有者等の心証を害することのないよう注意すること。
d)	調査項目は視察調査・平面調査・傾斜調査・土台高測定・亀裂調査・写真撮影・スケッチ等とし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。
③ 調査結果	
	調査結果については、次の内容を成果品調査資料集に記載する。
a) 家屋調査票	
	家屋番号・所有者名・建物用途・建築概要・経過年数・調査面積・調査日を一棟ごとに記入した表を作成すること。
b) 調査内容表	
	写真番号・撮影箇所・撮影内容・測定値を一棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。
c) 家屋平面図	
	平面図を作成して、測定位置・写真撮影方向・傾斜測定位置・調査面積表・当該工事位置（方向）を一棟ごとに記入すること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項 (当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の**手続**を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

- (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
 - 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故

に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

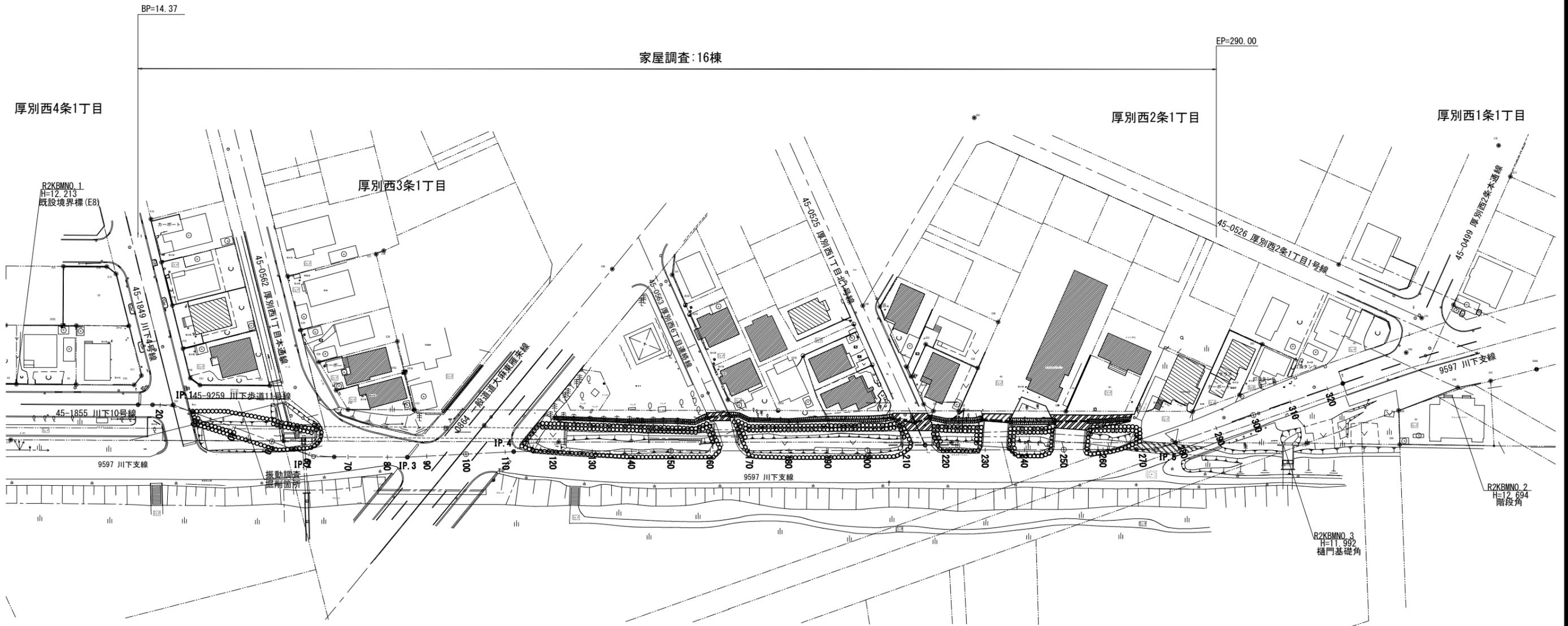
個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	

平面図

1:500



家屋調査: 16棟

厚別西4条1丁目

厚別西2条1丁目

厚別西1条1丁目

厚別西3条1丁目

川下
白石区

凡例	
	内外調査対象家屋
	外部調査対象家屋

9597 川下支線			
事業年度	令和6年度		
業務名	川下支線事業損失防止調査		
図面名	平面図		
縮尺	図示	図面番号	1
札幌市建設局土木部			

令和6年度施行

業務委託設計書(見積参考)

業務名 川下支線 事業損失防止調査

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和6年9月 単価適用

札幌市建設局土木部

建物調査業務費 内 訳 書

一 金 円

内 訳

第1号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
打合せ協議	中間1回	業務	1				単算1
現地踏査		業務	1				単算2
事後調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 70㎡以上 130㎡未満	棟	9				単算3
事後調査 屋外調査	木造建物A 70㎡以上 130㎡未満	棟	3				単算4
事後調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 130㎡以上 200㎡未満	棟	1				単算5
事後調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 200㎡以上 300㎡未満	棟	1				単算6
事後調査 屋外調査	木造建物A 200㎡以上 300㎡未満	棟	1				単算7
事後調査 屋外及び屋内調査	非木造建物イ 600㎡以上 1000㎡未満	棟	1				単算8
直接人件費		式	1				
材料費等		式	1				単算9
交通費		式	1				単算10
電子成果品作成費		式	1				単算11
直接経費計		式	1				
直接原価 計		式	1				
その他原価		式	1				単算12

札幌市

単価算出調書 (建物)

細目	単位	単価	積算の基礎				NO			
打合せ協議	業務	円	主任技師	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務	1
			技師(A)	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務	
			技師(B)	1.50	人/業務	×	円/人	=	円/業務	
			合計						円/業務	
現地踏査	業務	円	技師(A)	0.39	人/業務	×	円/人	=	円/棟	2
			技師(B)	0.39	人/業務	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	0.39	人/業務	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (70m2以上130m2未満)	棟	円	技師(A)	0.97	人/棟	×	円/人	=	円/棟	3
			技師(B)	1.45	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	1.16	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.65	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 (屋外) 木造建物A (70m2以上130m2未満)	棟	円	技師(A)	0.57	人/棟	×	円/人	=	円/棟	4
			技師(B)	0.86	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	0.69	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.39	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (130m2以上200m2未満)	棟	円	技師(A)	1.25	人/棟	×	円/人	=	円/棟	5
			技師(B)	1.88	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	1.50	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.84	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (200m2以上300m2未満)	棟	円	技師(A)	1.73	人/棟	×	円/人	=	円/棟	6
			技師(B)	2.60	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	2.08	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	1.17	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
事後調査 (屋外) 木造建物A (200m2以上300m2未満)	棟	円	技師(A)	1.04	人/棟	×	円/人	=	円/棟	7
			技師(B)	1.55	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	1.24	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	0.70	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	

札幌市

単価算出調書 (建物)

細目	単位	単価	積算の基礎				NO			
事後調査 (屋外及び屋内) 非木造建物 (用途区分)イ (600m2以上1000m2未満)	棟	円	技師(A)	2.90	人/棟	×	円/人	=	円/棟	8
			技師(B)	3.45	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技師(C)	2.84	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			技術員	1.14	人/棟	×	円/人	=	円/棟	
			合計						円/棟	
材料費等	式	円			円	×		=	円	9
交通費	式	円			円	×		=	円	10
電子成果品作成費	式	円			千円	×		=	円	11
その他原価	式	円			円	×		=	円	12
一般管理費等	式	円			円	×		=	円	13
札幌市										